

令和6年安中市教育委員会 3月期定例会 会議録

日時 令和6年3月27日（水）
午後2時から午後3時30分まで
場所 松井田庁舎2階 第4会議室

【出席委員】

教 育 長	竹内 徹
教育長職務代理者	中島 卯
委 員	佐藤 和子
委 員	高橋 恵美
委 員	三宅 豊

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	小黒 勝明
総 務 課 長	井上 昇
学校教育課長	城田 敬子
生涯学習課長	萩原 陽子

書 記	平柳 好美
-----	-------

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の井上です。

本日は、年度末のお忙しい中、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

ただいまから、令和6年安中市教育委員会3月期定例会を開会します。次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、前回会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布

した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第2号、第3号」は、教職員の人事や個人情報に関する案件です。

したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われれます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いますが、いかがですか。

* 委員からの異議等は出なかった。

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。

よって、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。

それでは、報告、承認の議事に入ります。

報告第1号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

* 報告第1号を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第1号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はでなかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第1号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第6号「安中市小・中学校医療的ケア実施要綱制度について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 議案第6号を読み上げた後、

まず、今回、この要綱を制定することになった理由ですが、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月に公布され、9月に施行されました。そこには、「学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置やその他の必要な措置を講じるものとする」と定められております。医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加傾向にあることを鑑み、本市においても要綱を定める必要が生じたためでございます。

次に、ここで言う「医療的ケア」の定義ですが、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を言います。

次に、「医療的ケア児」の定義ですが、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことです。

では、要綱について説明いたします。資料をご覧ください。

第1条は、趣旨、第2条は、医療的ケアについての定義、第3条は、医療的ケアの対象となる児童生徒について示しております。第4条は、医療的ケアは看護師が実施する内容、第5条は、看護師の配置は、教育委員会が決定し、経費も教育委員会が負担するとしています。第6条～12条は、申請から決定等の諸手続について、示されています。第13条は、看護師が行う業務です。第14条～16条は、緊急時の対応や連絡体制、実績報告などについて定めております。第17条は保護者の責任について、第18条は書類を5年間保管すること、第19条は、その他、必要な事項は教育長が定めるとしてしております。付則として、この告示は令和6年4月1日から施行するとしております。次のページからは各種様式です。要綱の説明は以上でございませぬ。

なお、本市の状況を申し上げますと、令和6年度就学における教育支援相談の中で、医療的ケアを必要とする児童は3名おりました。結果的に、3名とも特別支援学校へ入学することになりましたが、保護者の希望によっては、数年後に、市内の学校に転学することも考えられます。また、現在、在学中の児童で導尿の必要が出てくる可能性のある児童が1名おりました。現在は、医療的ケア児はおりませんが、該当児童が出る場合も考えられますので、今後、看護師の派遣の方法について検討していく予定でございませぬ。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第6号「安中市小・中学校医療的ケア実施要綱制度について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 佐藤委員

在校生の中には導尿の必要な子どもが出てくる可能性があるかもしれないとの説明がありましたが、特別支援学校に行った3名の子ども達は

どんなケアを必要としていたのですか。

◇ 学校教育課長

まず1名が、ドラベ症候群で胃ろうが必要な子どもです。もう1人が酸素ボンベを背負っていて、酸素ボンベによる吸入が必要な子どもです。それからもう1人が腸ろうです。以上3名です。

○ 竹内教育長

医療的ケアが必要な子どもが、市内小・中学校に在籍するようなことがあれば、このような要綱が必要であり、看護師等を配置する必要があります。

◆ 高橋委員

今回、特別支援学校へ入学した3名の子ども達は、市で看護師を派遣できれば受け入れは可能であったけれども、特別支援学級に入学することとなったのでしょうか。それとも、市の受け入れ体制が整っていなかったのが特別支援学校へ入学することとなったのか。重度で受け入れができなかったのか。理由を教えてください。

◇ 学校教育課長

特別支援学校に就学する子どもは法律で定められた基準第22条の3に当てはまる子どもが特別支援学校に就学することになっております。今回の3名の子どもの保護者の方も、特別支援学校への就学を希望しておりましたが、場合によってはその条件が満たされない、特別支援学校に行けない場合もあります。その場合は地域の学校に就学することになり、こういったケアが必要になりますので、要綱の準備を進めていました。結果的には特別支援学校で受け入れるということが決まりました。3名とも特別支援学校を初めから希望していた子ども達です。

◆ 高橋委員

重度の方は受け入れてもらえ、比較的軽い方は受け入れてもらえないので市の方で受け入れ態勢をととのえる必要があるということですか。

◇ 学校教育課長

そういうこともありますし、市町村立の地域の学校に行きたいと希望

される場合には、希望を叶えることもあります。

◆ 高橋委員

わかりました。ありがとうございます。

◆ 佐藤委員

医療的ケアを行う上で、学校看護師を任用するのか、あるいは、例えば碓氷病院と契約するのか、医療的ケアを行える学校看護師の対象になる人は任用が難しいと思いますが。

◇ 学校教育課長

現在は複数の方法を考えております。市で任用する方法もございまして、碓氷病院を初めとする医療機関に委託をする方法もあります。現在検討中でございます。

◆ 中島委員

保護者が看護師による医療ケアを希望せずに、保護者が対応するという選択ができるということですか。もちろん、医師の指示も必要ですが保護者が認める必要があるということですよ。保護者が自分で行う希望があった場合は可能ですか。

◇ 学校教育課長

これまでも保護者の方が付き添って痰の吸引等をしていた子どももいます。医療的行為の範囲もあると思いますので、確認をさせていただきます。

○ 竹内教育長

保護者・教員は、医療的行為が許されていないですからね。

◆ 佐藤委員

この要綱の中には、看護師ができない場合は、保護者、あるいはその親戚の人ができると記載されていますが。

◇ 学校教育課長

看護師が対象小中学校に不在の時です。保護者の責務の中に記載してございます。

○ 竹内教育長

要綱第17条の(4)保護者の責務中に、やむを得ない事情により看護師が対象小中学校に不在のときは、保護者又は対象児童生徒の親族関係にある者が対応すること。対応できる範囲かどうかは問題ですよ。

◆ 中島委員

慣れている保護者が来てやってくれるのならば、その方がいい子どももいます。できない場合は、その代わりに看護師に任せる。その選択ができるのかどうかだけ確認してください。

◇ 学校教育課長

はい、わかりました。

◆ 三宅委員

医療ケアが必要でない子どもでなくても、保護者が教室で付き添いができますか。私が小学生の時に、軽い麻痺の子どもに保護者が1時間目から6時間目まで、横で付き添っていたというケースがありました。今はもう、親が教室に入ってはいけないのですか。

◇ 学校教育課長

付き添い時間は子どもによって違いますが、学校との相談で、保護者の方が付き添っているケースもあります。

◆ 三宅委員

その子は、階段の昇り降りが一人では出来なかったもので、私たちが一緒に手伝いましたが、子どもながらに、お母さんはすごいなと思いました。保護者が付き添うことは、可能ってことですか。

◇ 学校教育課長

保護者の方が、申し出て付き添っている場合もあります。また、支援員さんや助手さんが、目が離せない、病気を持っている子どもに付き添っているケースもあります。

◆ 三宅委員

わかりました。

○ 竹内教育長

「医療的ケア見及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年に施行され、その法的背景をもとに、各市町村、教育委員会が認める範囲の中で医療的ケアを行うということですが、タイムラグがあるのはなぜですか。

◇ 学校教育課長

そのようなケア見がいませんでした。令和6年度に対象児童が入学する可能性があることから、1年かけて要綱を策定しました。

○ 竹内教育長

教育支援委員会の中でも対象児童が複数いましたからね。

要綱が整備されていることにより、そのようなケースに対応できるようになることは大事なことと思います。ありがとうございます。

◆ 中島委員

私が学校にいた時、対象児童がいましたが、このような制度がなかったので苦慮しました。導入していただくとありがたいし、とても良い制度だと思います。ただ、先ほど話した通りに保護者の意向や本人の意向を大切にしながらケアしていくことが大事だと思います。

◇ 学校教育課長

はい、ありがとうございます。

◆ 中島委員

要綱第13条(2)のア、イ、ウと医療的ケアが記載されていますが、これを拡大してしまわないか心配です。

◇ 学校教育課長

よく相談をしながらケアを行っていく必要性があると思います。

◆ 中島委員

地元の学校に出したいという希望はよく理解できますが、医療的ケア

の負担が重いようなケースが出てきた場合には、慎重に対応しないと難しい問題が起こるかもしれませんね。

◇ 学校教育課長

現在も、出来る事と出来ない事、可能な事と可能でない事をよく説明して選択していただくようにしています。

○ 竹内教育長

他にはございますか。

無いようですので、議案第6号「安中市小・中学校医療的ケア実施要綱制度について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 議案第7号を読み上げた後、

すでに報告しておりますとおり、令和7年4月に後閑小学校は原市小学校へ、細野小学校が松井田小学校へ統合いたします。12月の定例会では「安中市立学校設置条例の一部を改正する条例」について議決いただきましたが、こちらにつきましては、3月議会において可決されました。

今回は、統合することに伴い、「安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1の「原市小学校」の項中の「原市地区、安中地区高別当100番地」に、「後閑地区」を追加し、「原市地区、

安中地区高別当100番地、後閑地区」に改め、同表の後閑小学校の項を削ります。合わせて、松井田小学校の項中の「松井田地区 西横野地区八城西区（中瀬） 白井地区 坂本地区 九十九地区」に「細野地区」を追加し、「松井田地区 西横野地区八城西区（中瀬） 白井地区 坂本地区 九十九地区 細野地区」に改め、同表の「細野小学校」の項を削ります。

次のページは、その新旧対照表となっております。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第7号「安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第7号「安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「安中市公民館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第8号を読み上げ、

安中市公民館条例第4条に基づき任命するものでございます。

同条第1項は、「公民館に所長又は館長のほか、必要な職員を置く。」、同条第2項は、「第1項に規定された所長又は館長及び職員は、教育委員会が定める」、同条第3項は、「所長又は館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

今回館長に任命される方は、下記の表の9名の方でございます。

【公民館長】

- | | |
|----------|--------|
| ・ 安中公民館 | 島崎 佳宏 |
| ・ 原市公民館 | 中曽根 久人 |
| ・ 磯部公民館 | 大塚 清隆 |
| ・ 東横野公民館 | 多胡 仁 |
| ・ 岩野谷公民館 | 萩原 由子 |
| ・ 板鼻公民館 | 田中 秀雄 |
| ・ 秋間公民館 | 須藤 和俊 |
| ・ 後閑公民館 | 田中 富之 |
| ・ 松井田公民館 | 飯沼 良夫 |

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第8号「安中市公民館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いですので、議案第8号「安中市公民館長の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「安中市生涯学習指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第9号を読み上げ、

安中市生涯学習指導員設置等に関する規則第1条は、「生涯学習の振興を図るため、安中市生涯学習指導員を置く。」という設置に関する事項が規定されています。

同規則の第2条は、「指導員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、安中市教育委員会がこれを任命する。」と規定されています。

また、同規則第6条第1項は、「指導員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」となっております。

今回生涯学習指導員に任命される方は、下記の表の5名の方でございます。

【生涯学習指導員】

・ 松井田・新堀地区生涯学習センター	齊藤	智子
・ 白井地区生涯学習センター	武井	貴子
・ 坂本・入牧地区生涯学習センター	佐藤	秀子
・ 西横野地区生涯学習センター	和田	千種
・ 九十九地区生涯学習センター	神戸	友子
・ 細野地区生涯学習センター	萩原	直行

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第9号「安中市生涯学習指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第9号「安中市生涯学習指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「安中市社会教育指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第10号を読み上げ、

安中市社会教育指導員設置等に関する規則第1条は、「社会教育の振興を図るため、安中市社会教育指導員を置く。」という設置に関する事項が規定されています。

同規則の第2条は、任命について規定されており、同条第1項第1号は、社会教育主事講習を修了した者、第2号は教育職員の普通免許状を有する者で3年以上教育に関係ある職にあった者、第3号は、1号、2号に掲げる者のほか、社会教育に関する学識経験を有する者とし、各号のいずれかに該当する者のうちから安中市教育委員会が任命するとなっています。

社会教育指導員の職務は、社会教育についての直接指導、学習相談又は社会教育団体の育成指導及び助言に関する事務に従事すると同規則第3条に規定されています。任期につきましては同規則第5条第1項で「指導員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

今回の任命は、下記の表の3名の方でございます。

【社会教育指導員】

- ・ 品田 弘道
- ・ 高山 茂男
- ・ 伊藤 公夫

説明は以上です

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第10号「安中市社会教育指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第10号「安中市社会教育指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「安中市青少年指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第11号を読み上げ、

安中市青少年指導員は、安中市青少年センター条例第5条及び安中市青少年センター条例施行規則第6条に基づき任命されるものでございます。

安中市青少年センター条例第5条では、青少年センターの事業を円滑に推進するため、安中市青少年指導員を置き、定数は1人、任期は1年と

すると規定されています。

安中市青少年センター条例施行規則第6条第1項では、「安中市青少年指導員は、知識経験者の中から教育委員会が任命する」と規定されています。

今回の任命は、下記の表の1名の方でございます。

【青少年指導員】

- ・ 萩原 孝志

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第11号「安中市青少年指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第11号「安中市青少年指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第12号を読み上げ、

安中市松井田文化会館条例第5条、安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条に基づき任命するものでございます。

安中市松井田文化会館条例第5条第1項は、「文化会館に館長のほか、必要な職員を置く。」と規定されています。

と規定されています。

また、安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条で「館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」、館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨規定されております。

今回松井田文化会館館長及び松井田図書館館長に任命される方は、下記の表の方でございます。

【安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長】

- ・ 飯沼 良夫

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第12号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 三宅委員

議案第8号の松井田公民館長と同一の方が任命されていますが、公民館と文化会館・図書館は同じ場所にあるのですか。

◇ 生涯学習課長

松井田文化会館の中に松井田公民館が入っており、松井田図書館も松井田文化会館の中にあります。

◆ 三宅委員

はい、わかりました。

○ 竹内教育長

他にはございますか。

無いようですので、議案第12号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第13号を読み上げ

安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条に基づき任命するものでございます。

安中市公民館条例第4条第1項は、「公民館に所長又は館長のほか、必要な職員を置く。」とし、同条第2項では、第1項の所長又は館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨の規定となっています。

同条第3項は、「所長又は館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

また、安中市図書館条例第4条第1項は、「図書館に館長その他必要な職員を置く。」とし、同条第2項では、第1項の館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨の規定となっています。

今回安中市文化センター所長及び安中市図書館館長に任命される方は、下記の表の方でございます。

【安中市文化センター所長及び安中市図書館館長】

・ 阿部 哲也

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第13号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いですので、議案第13号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

それでは先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とし、審議に係る職員以外の職員は一旦退室をさせたいと思います。

* 指示された職員が退室する。

*** 非公開議件**

* = 報告第2号「県費負担教職員の指導措置について」 =

* = 報告第3号「令和5年度末県費負担教職員人事の内申について」 =

* 退室していた職員が入室する。

○ 竹内教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

* 教育部長が、令和6年第1回安中市議会定例会での教育委員会に係る内容について、説明を行った。

* 学校教育課長が、「安中教育」の冊子について説明を行った。

○ 竹内教育長

他にございますか。

ないようですので、以上で令和6年安中市教育委員会3月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

ここで少々お時間をいただき、令和6年3月31日付けで退職となります事務局職員と令和6年4月1日付けの定期人事異動に伴う事務局職員から挨拶を申し上げます。

* 該当する職員が挨拶

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

《令和6年4月期定例会》

- ・ 日時 令和6年4月22日（月） 午後2時から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。どうぞ気を付けてお帰りください。